さもなくば解放令を取り消せ！

そのだ　ひさこ

今年、２０１９年は、元全国水平社書記局長、井元麟之さんが亡くなられて35年になる。井元さんは現在の福岡県人権研究所の前身である福岡部落史研究会（創立１９７４年）の産みの親である。

大学に行くために博多に出てきた私は、奨学金とアルバイトの生活だったが、中でも一番長いのは井元さんの「むら」（被差別部落）での10年間のアルバイトだった。その10年間の経験を経て、30代で私はやっと現場の教員となった。

同和問題については、教育によって一度も習っていない私は無知２００％からのスタート。無知は〝ゼロ〟ではなく、差別したことを自覚する力もない〝マイナス〟であることを痛感し続けた日々。今日の私があるのは、そんな私を見捨てることなく抱き込み続けてくれた井元さん、「むら」のじいさま、ばあさま、忘れることのできない教え子たちとその父さん母さんたちのおかげである。

１９２２年に全国水平社が結成された時、井元さんは17歳であり、水平社の演説隊が福岡にやってきた時、傍聴し熱弁に心を打たれている。以来、労働運動などを経て、水平社運動へ立ち上がった井元さんの差別との闘いは、まさに「とつけもない」ものであり、枚挙にいとまがない。その中から、一つだけ。「高松地裁結婚差別事件」（１９３３年６月）とその差別裁判の取消要求の闘いについて知らせたい。

船の中で出会った「むら」の若者と女の子が恋をし、結婚した出来事を女の子の親が裁判所に訴えた結果、「誘拐罪」という有罪判決が高松地方裁判所から下された。裁判官は裁判の中で、「部落出身であること」を言ったかどうかを確認し、言わずに結婚したことを不届きとし有罪とした。この時、判決のあまりの理不尽さに日本中の「むら」の６～８割の人々が悲しみと怒りに震え、何らかの行動をとったと言われている。井元さんはこの時、全国を駆け回り、その不条理を訴えた。その時の手書きの貴重なビラが現在、人権研究所の資料の中に保管されている。ビラには「差別判決を取り消せ！さもなくば解放令を取り消せ！」と書かれている。言い換えようがない〝名言〟である。

この時、「高松差別裁判取消請願行進隊」（隊長・米田富）が結成され、10月に福岡を出発した。この後、井元さんは全国水平社書記局長となる。拘束、投獄の数は１００回を超え…どんなにかつらい、苛酷な日々だったことだろう。そんな方々の生涯の身を賭した努力の上に日本の、私たちの〝今〟がある。

●問い合わせ先　教育政策課　人権・同和教育担当